

登米市学校部活動及び地域クラブ活動 ガイドライン 第1版



登米市協働キャラクター
「とめ丸」

令和7年8月

登米市教育委員会

<目次>

はじめに

I ガイドライン策定の趣旨

II 登米市学校部活動

- 1 学校部活動における適切な運営のため体制整備
 - (1) 学校部活動に関する方針の策定等
 - (2) 指導・運営に係る体制の構築
- 2 学校部活動の合理的かつ効率的・効果的な活動の推進と指導上の留意点
 - (1) 適切な指導の実施
 - (2) 部活動用指導手引きの普及・活用
- 3 学校部活動における休養日及び活動時間等の基準
 - (1) 基本的な考え方
- 4 学校部活動における生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

III 地域クラブ活動

- 1 地域クラブ活動の在り方
- 2 地域クラブ活動の適切な運営や効率的・効果的な活動の推進
 - (1) 参加者
 - (2) 運営団体・実施主体
 - (3) 指導者
 - (4) 活動内容
 - (5) 適切な休養日の設定
 - (6) 活動場所
 - (7) 費用負担
 - (8) 保険の加入
- 3 学校との連携
 - (1) 教育的意義
 - (2) 情報の提供及び共有
- 4 段階的な学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備
 - (1) 検討体制の整備
 - (2) 段階的な地域連携と地域移行
- 5 登米市における総合的・計画的な取組
 - (1) 推進計画の策定

IV 大会等

- 1 大会等の在り方の見直し
 - (1) 生徒の大会等の参加機会の確保
 - (2) 大会等の在り方
 - (3) 大会等への参加の引率
 - (4) 大会等の運営への従事
 - (5) 生徒の安全確保
 - (6) 中学校体育連盟等が主催する事業について

はじめに

部活動は、学校の教育活動の一環として、スポーツや文化に興味と関心をもつ子供たちが自主的・自発的に参加することにより、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感などを育成するとともに、心身の健全な育成に資することができる大変有意義な教育活動でもあります。

一方で、価値観の多様化や少子化、教員の大幅な世代交代といった時代の変化により活動する部員数の減少、指導する教員の専門性の低下、生徒や保護者のニーズの多様化など、新たな課題にも直面しており、これまでと同様の運営体制では、部活動の存続が厳しい状況となっています。

令和4年6月6日「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」、同年8月9日には「文化部活動の地域移行に関する検討会議提言」（以下「部活動に関する提言」という。）が示され、これらに基づき同年12月「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的ガイドライン」が策定され、これまで教員の献身的な勤務により実施されていた部活動について、管理運営を地域団体が行うなど、段階的に地域移行を図ることが明示されました。

このような状況に鑑み、登米市では、令和5年3月に宮城県から示された「学校部活動と地域のクラブ活動等のガイドライン第1版」を受け、令和5年度に部活動地域移行等検討委員会を設置し、学校関係者やスポーツ団体、文化・芸術の代表者20人により本市における休日の部活動地域の方向性についてご検討いただきました。そして、令和6年度には、部活動地域移行準備委員会を設置し、休日の部活動地域移行を進めていく中で、「学校部活動と地域のクラブ活動等のガイドライン第2版」が令和7年3月に宮城県から示され、新たに「登米市学校部活動及び地域クラブ活動ガイドライン第1版」を作成しました。

令和7年8月
登米市教育委員会

I ガイドラインの策定の趣旨

I ガイドライン策定の趣旨

- 1 本ガイドラインは、登米市立中学校の生徒を対象とする休日の部活動を地域クラブ活動へ移行するにあたり、今日的課題である少子化の中でも、学校部活動が生徒にとって望ましい環境となるようにするとともに、生徒が将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる素地を養うことができるよう、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な考え方を示すものである。
- 2 休日は、多くの生徒が自主的に地域のスポーツ・文化芸術活動に参加し、同好の幅広い年代や他校等との交流活動を通して、互いが高め合うとともに地域活動が活発に行われるようにする。
- 3 学校部活動の教育的な意義や役割については、地域クラブ活動においても継承・発展させ、新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と連携を図りつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整えることが必要である。
- 4 登米市立中学校の生徒を対象としているため、各学校及び中体連等の大会を運営する団体においても、地域や競技団体等の実情に応じながら、環境整備に向けて取り組むことが望ましい。
- 5 登米市教育委員会（以下、「市教委」という）においては、本ガイドラインに基づく取組状況について、定期的にフォローアップを行い、必要に応じて見直し・改善を図るものとする。

Ⅱ 登米市学校部活動

Ⅱ 登米市学校部活動

1 学校部活動における適切な運営のため体制整備

(1) 学校部活動に関する方針の策定等

① 市教委及び校長による「部活動の方針」の策定

ア 市教委は、国のガイドライン及び本ガイドラインを参考に、部活動の休養日の設定及び活動時間、その他適切な部活動の取組に関する方針を策定し、設置校並びに地域の活動団体に周知する。

イ 校長は、市教委の方針に則り、毎年度、部活動における休養日及び活動時間等の設定を含む「部活動の活動方針」を策定し、学校のホームページへの掲載等により公表する。

② 各部活動の「活動計画」の作成

ア 顧問は、県及び市教委の方針並びに部活動の活動方針を踏まえ、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）を校長に提出する。その際、過度な活動とならないよう適度な活動量を考慮し休養日を確保する。

イ 顧問は、毎月、活動計画を提出し、活動実績（活動日時・場所、休養日、大会参加日等）を校長に報告する。

ウ 活動計画の作成に当たっては、生徒が参加する地域クラブ活動の活動状況も踏まえた活動計画となるよう、関係団体と連絡調整を行う。

③ 「部活動の方針」と「活動計画」の様式

学校の設置者は、①イ、②ア及びイに関し、各学校において活動方針・活動計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式を示す。

【活動計画の作成 に当たって留意すべき事項】

- ・ 活動計画の作成は、生徒との面談やミーティング等を通して、意思を確認し、共通理解に基づいた目標を設定するなど、生徒の自主的・主体的な活動であることを踏まえた支援を行う。
- ・ 活動計画は、校内で情報を共有するとともに、保護者に対しても積極的に説明し、理解を得るようにする。
- ・ 顧問は、作成した活動計画について、部活動指導員、外部指導者や地域クラブ活動の指導者に説明し、理解を求める。また、効果的・効率的な活動となるよう内容を精選するとともに、学習や学校行事への影響を考慮する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

① 指導体制の構築

ア 設置者や校長による法令の遵守

イ 校長による活動内容の把握等

② 研修の充実

ア 市教委や学校の設置者による研修会の確保

イ 部活動指導者及び外部指導者の研修（J S P Oによる公認スポーツ指導者制度等に活用）

③ 部活動指導員及び外部指導者の任用・配置

ア 市教委は、各学校の生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏

まえ、各学校から依頼があった際には部活動指導員を任用し、学校への配置を検討する。
部活動指導員が確保できない場合、校長は、外部指導者の配置に努める。特に、中学校では、休日の地域移行に伴う指導者との連携体制を構築する。

イ 学校の設置者及び校長は、部活動指導員及び外部指導者の任用・配置に当たっては、職務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守した上で、適切な指導を行うため、以下の内容について定期的に研修を行う。特に、外部指導者においては、学校教育として行われる部活動の指導者としてふさわしい人間性なども判断し、任用すること。特に、中学校の部活動の意義が地域クラブ活動においても生かされるよう、以下の点に留意する。

- ・学校教育の理解 ・部活動の位置付け ・教育的意義
- ・生徒の発達段階に応じた科学的な指導 ・安全の確保や事故発生時の適切な対応
- ・生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと

2 学校部活動の合理的かつ効率的・効果的な活動の推進と指導上の留意点

(1) 適切な指導の実施

- ① 校長、顧問、部活動指導員及び外部指導者は、学校部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理、事故防止を徹底する。
- ② 指導場面において、不適切な指導や体罰・ハラスメント等、生徒・保護者からの訴えがあった場合は、指導者のみの判断によらず、管理職に報告した上で、学校として判断を行い、生徒や保護者に寄り添った対応を行う。
- ③ 運動部活動の顧問、部活動指導員及び外部指導者は、スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を得るために休養等を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効率のよい練習を行う。
- ④ 文化部活動の顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取る必要があること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

(2) 部活動用指導手引きの普及・活用

- ① 学校の設置者は、中央競技団体又は学校部活動に関わる各分野の関係団体等と連携して、これら団体が作成した 学校部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引について、所管する学校への普及・活用を図る。
- ② 顧問、部活動指導員及び外部指導者は、前記①の指導手引を活用して、2（1）に基づく指導を行う。

3 学校部活動における休養日及び活動時間等の基準

(1) 基本的な考え方

成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送り、学習・部活動などの学校生活と、学校外の活動とを併せて充実したものとする。そのための部活動の休養日等についての具体的な基準は以下のとおりである。

① 学期中の休養日の設定

ア 週当たり2日以上 of 休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。

イ 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

② 長期休業中の休養日の設定

ア 学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。

イ 生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、長期の休養期間（オフシーズン）を設定する。

③ 1日の活動時間

ア 長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

④ 朝練習

ア 原則禁止とする。

イ ただし、校長が、大会やコンクール等の前など特別な事情があると認める場合のみ、期間を決めて行うことができるものとする。

【ハイシーズンの設定】

- ・ 中学校総合体育大会や東北大会・全国大会、各種コンクールなど大会で力を発揮するための、集中して活動時間を確保する時期を「ハイシーズン」として活動日を増やすことが考えられるが、それ以外の時期に休養日を確保する。
- ・ 概ね、年間を通して、105日以上は学校における活動を行わない日とし、休養日または地域スポーツ・文化芸術活動への参加に充てることができるようにする。
- ・ 生徒の教育上の意義、生徒及び顧問の負担軽減の観点から、参加する大会、コンクール等を精査する。

⑤ 実態を踏まえた工夫

休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、学校行事や定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、登米市内の学校部活動の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

⑥ 家庭との連携

学校外の活動、食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう、家庭との連携を図る。

4 学校部活動における生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

(1) 校長は、学校の指導体制等に応じて、性別や障害の有無を問わず、技能等の向上や大会等で

好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備する。

具体的な例としては、運動部活動では、複数のスポーツや季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技・大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなる活動等が考えられる。また、文化部活動では、体験教室などの活動、レクリエーション的な活動、障害の有無や年齢等に関わらず一緒に活動することができるアート活動、生涯を通じて文化芸術を愛好する環境を促進する活動等が考えられる。

- (2) 市教委は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の学校部活動を設けることができない場合や、部活動指導員や外部指導者が配置できず、指導を望む教員もいない場合には、それぞれの地域の特性に応じて、当面、複数校の生徒が拠点校の学校部活動に参加する等、合同部活動等の取組を地域の実情に合わせて推進する。その際の安全の確保には十分留意する。
- (3) スポーツ・文化・芸術活動が苦手な生徒や障害のある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人一人の特性に配慮した活動時間の設定や課題の工夫を行う。
- (4) 学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、活動日数、活動時間等を見直し、生徒が希望すれば学校部活動だけでなく地域でのスポーツ・文化芸術や科学分野の活動など、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

Ⅲ 地域クラブ活動

Ⅲ 地域クラブ活動

1 地域クラブ活動の在り方

- (1) 学校部活動は、中学校及び高等学校の学習指導要領では、「特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。」とされている。部活動の地域移行に際しては、この取扱いを十分に活かして取り組む必要がある。
- (2) 学校部活動を含めた、生徒のスポーツ・文化芸術活動が持続可能なものとなるよう学校と地域の連携・協働により、新たに地域クラブを整備する必要がある。地域クラブ活動は、学校のエデュケーション課程外の活動として行われるため、社会教育法上の「社会教育」の一環として捉えることができ、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものである。したがって、地域クラブ活動は、学校と連携しながら、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、新しい価値の創出を目指し、スポーツ文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要である。

2 地域クラブ活動の適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

(1) 参加者

- ア 従来の学校部活動に所属していた生徒はもとより、学校部活動に所属していない生徒も含め、希望する全ての生徒を対象とする。
- イ 参加者及びその保護者は、運営団体・実施主体が示す活動理念や方針を正しく理解するとともに、自身の志向に合う活動を選択することが大切である。

(2) 運営団体・実施主体

① 地域スポーツ・文化芸術団体等の整備充実

市教委は、関係者等の協力を得ながら、地域クラブ活動の運営団体及び実施主体の整備・充実を支援する。その際の運営団体・実施主体は、活動理念や活動方針を明確に示すことで、参加を希望する生徒やその保護者が納得して活動できるようにするとともに、登米市の持続可能な部活動及び地域クラブ活動の推進に寄与する団体を想定する。

② ガバナンスコードの周知

市教委は、スポーツ庁が示す『スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞』を運営団体・実施主体に対して広く周知する。

③ 関係者間の連携体制の構築等

登米市部活動地域移行準備委員会等において、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携する体制を整備する。また、地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、年間の活動計画及び毎月の活動計画を策定し、公表するとともに、地域クラブ活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任について明確にし、共通理解を図る。

(3) 指導者

① 指導者の専門性や資質・能力の向上

- ア 運営団体・実施主体は、生徒にとってふさわしい地域クラブの環境を整備するため、市教委やスポーツ・文化芸術関係団体等との連携や宮城県の指導者人材バンク等も活用しな

がら、専門性や資質・能力を有する指導者の確保に努める。

イ 指導者は、生徒を安全・健康管理面及び教育面で支えるため、有資格の指導者と連携し、各種の研修及びスポーツ・文化芸術関係団体、自治体が主催する講習会等に積極的に参加するよう努める。

ウ 運営団体等は、指導者に暴力等の問題となる行動が見られた場合には、J S P O等の統括団体が設置した相談窓口を活用し、公平・公正に対処すること。

② 適切な指導の実施

ア 運営団体・実施主体は、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に準じ、参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶すること。

イ 指導者は、「運動部活動での指導のガイドライン」に準じ、生徒と十分なコミュニケーションを図りつつ、適切に休養を確保し、過度の練習を防止する。また、合理的かつ効率的・効果的なトレーニングを導入・推進すること。

ウ 運営団体・実施主体は、スポーツ競技の校区内統括団体又は、学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成する「指導手引」を活用して指導を行うこと。

エ 運営団体・実施主体は、必要に応じて、中学生の発達段階に係る専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等の協力を得て、発達の個人差や成長段階における体と心の状態やスポーツ栄養等に関する正しい知識を習得するよう努める。

③ 指導者の確保

ア 上記の①及び②を念頭におきながら、運営団体・実施主体は、退職教員、兼職兼業を希望する教員、部活動指導員となっている人材等を活用し、競技や指導の経験のある指導者と併せ、地域クラブ活動が適切に運営できる指導者を確保する。

イ 市教委は、国や県が示す兼職兼業に係る手引き等を参考にしつつ、地域クラブ活動での指導を希望する教員等が円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規定や運用の改善を行う。また、兼職兼業を許可する際には、本人の意思を十分に確認した上で尊重するとともに、学校運営に支障がないことも考慮して許可する。

ウ 運営団体・実施主体において、教員等を指導者として雇用する際には、異動や退職等があっても継続的・安定的に指導者を確保できるように留意すること。また、兼職兼業に係る労働時間等の確認を行うに当たっては、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」も参照しながら適切な労務管理に努めること。

(4) 活動内容

① 運営団体・実施主体は、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を、指導体制に応じて段階的に確保すること。また内容等を生徒や保護者・地域住民に広く周知すること。

(5) 適切な休養日の設定

① 運営団体・実施主体は、活動計画を策定する際に『登米市部活動指導に関する基本方針』に定める休養日及び活動時間等の設定に準じて適切に休養日や活動時間を設定すること。

② 休養日及び活動時間については、複数の学校の在籍生徒で構成されることを鑑み、参加者が在籍するそれぞれの学校の実態を踏まえ、必要に応じて、各学校とも連絡調整を行いな

がら適切に設定する。

(6) 活動場所

- ① 運営団体・実施主体は、地域の中学校をはじめとして、小学校、公共のスポーツ文化施設、社会教育施設等を幅広く活用し、活動場所の確保に努めること。
- ② 市教委は、学校施設の管理運営について、当該団体等の安定的・継続的な運営を促進するとともに、学校の負担なく学校施設の円滑な利活用ができるよう努める。

(7) 費用負担

- ① 運営団体・実施主体は、生徒や保護者、地域住民の理解を得つつ活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定すること。
- ② 市教委は、施設利用料減免の配慮などの支援を行うとともに、経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用負担の支援等の取組を進める。
- ③ 市教委は、運営団体・実施主体が、企業等の協力を得て、企業等有する施設の利用や設備・用具・楽器の寄付等の支援を受けられる体制の整備を進める。
- ④ 運営団体・実施主体は、「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営の透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行うこと。

(8) 保険の加入

運営団体・実施主体は、指導者や参加する生徒等に対し、自身のけが等を補償する保険や個人賠償責任保険への加入を義務付けること。その際、分野・競技特性及びこれまでのけがや事故の発生状況等を踏まえて適切な補償内容・料金である保険を選定すること。

3 学校との連携

(1) 教育的意義

地域クラブ活動は、青少年のスポーツ・文化芸術活動が有する教育的意義のみならず、これまで学校部活動が担ってきた生徒の望ましい成長を保障していく観点においても、役割を継承・発展させ、新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、教育的機能を一層高めていくことが求められる。

(2) 情報の提供及び共有

- ① 地域クラブ活動と学校部活動の間では、活動内容や指導者に差異が生じないように、地域クラブ活動と学校部活動との間で、活動方針や活動状況等の共通理解を図るとともに、日々の活動状況に関する情報共有等も綿密に行うことが望ましい。その際、兼職兼業により指導に携わる教員の知見も活用するなど効率的・効果的に情報共有を行い、参加者や保護者等に対しても丁寧な説明が行われるよう配慮すること。
- ② 市教委は、地域クラブ活動が適切に行われるよう、その取組状況を適宜把握し、必要な助言指導を行うとともに、地域で実施されている地域クラブ活動の内容等を生徒や保護者に周知するなどして、生徒が自分にふさわしい活動を選択できるように努める。

4 段階的な学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

(1) 検討体制の整備

- ① 市教委は、地域移行を円滑に進めるための協議会を設置し、アンケートなどを通じて生徒及び保護者・教職員のニーズを適宜把握しながら、段階的な学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の整備方法等を検討し実行する。
- ② 学校は、生徒の教育や健全育成に関する専門性と実績を活かし、市教委や地域クラブの運営団体・実施主体と協力・協働して、段階的な学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の整備に取り組む。

(2) 段階的な地域連携と地域移行

- ① 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けては、多様な団体により、活動の場の確保や地域クラブに指導者を配置する等、持続可能なクラブ活動の運営体制を整備する。
- ② 市教委及び学校は、部員数が少なく自校での部活動運営が困難な場合や顧問を配置することが困難な場合など、既に合同部活動で活動している部活動や拠点部活動等での活動が適切である部活動から優先的に地域クラブ活動への移行ができるように努める。
- ③ 市教委及び学校は、地域クラブへの移行前の部活動においても、必要に応じて合同部活動や拠点校部活動にて部活動を運営したり、部活動指導員等を適切に配置したりすることにより、生徒の活動環境を確保することに努める。

5 登米市における総合的・計画的な取組

(1) 推進計画の策定

- ① 市教委は、国及び宮城県から出される方針や今後の動向を注視しながら、取組の背景や方針、具体的な取組の内容、スケジュール等を網羅した推進計画を策定する。策定後は、学校、保護者、地域住民、関係団体等へ周知し、理解と協力を得られるよう取り組む。
- ② 市教委は、先行して地域クラブとの連携や地域クラブ活動へ移行した事例を実施のモデルとして、その成果や課題を精査し、後に続く地域移行がより円滑に進められるよう、必要に応じて推進計画等についても見直しや改善を図る。

IV 大会等

Ⅳ 大会等

1 大会等の在り方の見直し

(1) 生徒の大会等の参加機会の確保

- ① 大会等の主催者は、生徒の参加機会の確保の観点から、大会の参加資格を学校単位に限定することなく、合同チームや地域クラブ活動からも参加できるよう、大会の在り方について見直しを行うことが求められる。
- ② 大会等の主催者は、学校部活動と地域クラブ活動が混在する状況に鑑み、公平・公正な大会参加機会を確保できるよう、参加登録の在り方を決定し、広く周知することが望まれる。
- ③ 学校及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、各種大会の参加登録の在り方を確認するとともに、その情報を生徒及び保護者に周知し、生徒が二重登録等の理由で大会に参加できないことがないよう、生徒や保護者の意思を十分に確認すること。

(2) 大会等の在り方

- ① 市教委、学校及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、週末等で開催される大会等に参加することが望ましいが、生徒や保護者及び指導者の過度な負担にならないよう、参加する大会等が適正な回数となるよう精選する。
- ② 大会等の主催者は、勝利至上主義にならないなど、スポーツ・文化芸術に親しむことや生徒間の交流を主目的とした大会やリーグ戦の導入、能力別にリーグを分けるなどの工夫により誰もが参加機会を得られるよう配慮する。

(3) 大会等への参加の引率

- ① 大会等の主催者は、学校部活動における大会等の引率は、生徒の安全確保等に留意しつつ、できる限り教員が引率しなくても良い体制の整備を進めるため、部活動指導員の引率についても大会等の規定に位置づけることが求められる。
- ② 地域クラブ活動における大会等の引率は、実施主体の指導者等が行うこととし、大会等の主催者はその旨を大会等の規定として整備し運用する。

(4) 大会等の運営への従事

- ① 大会等の主催者は、自らの団体等に所属する職員に、大会運営を担わせることを基本とし、人員が不足する場合は外部委託するなど、適切な体制を整えることが望ましい。また、参加団体の指導者に審判員等での大会運営への参加を求める際には、大会等の主催者のスタッフとして委嘱し、主催者の一員として従事することを明確にする。
- ② 市教委及び校長は、大会運営に従事する教員等の服務上の扱いの明確化や兼職兼業の許可について、適切な服務監督を行う。また、地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、必要に応じて大会運営等に従事する指導者の兼職兼業等の適切な勤務管理を行うこと。
- ③ 市教委及び校長は、教員等が実費弁済の範囲を超えて報酬を得て大会運営に従事することを希望する場合は、兼職兼業の許可を含めた適切な勤務管理を行う。この際、学校における業務への影響の有無、教員等の健康への配慮から、学校での職務負担や大会運営に従事する日数等を確認した上で、兼職兼業の許可の判断を行う。

(5) 生徒の安全確保

- ① 大会等の主催者は、大会等の開催時期について、夏季であれば空調設備等の整った施設

を会場として確保すること。空調設備等の整った施設及び環境を確保できない場合は、夏季の開催を避けることが望ましい。

② 大会等の主催者は、大会等の開催が可能な環境基準として、環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度等の環境条件に配慮したものとし、暑さ指数（WBGT）が31以上の場合は、中止の判断をする。

③ 大会等の主催者は、天候不順等の理由で大会日程が過密になった場合について事前に協議し、試合数の調整や大会打ち切りなど、生徒の体調管理を最優先にして対応する。

（6）中学校体育連盟等が主催する事業について

ア 地区中体連は、学校部活動の地域連携・地域移行に伴い設立された団体について、学校部活動（複数校の合同チーム等）、地域クラブ活動の区分に関わらず、参加要件を見直すなど、地域移行後の大会の在り方について検討を進める。

イ 地区中体連は、主催大会等に参加する学校や地域クラブ活動の実施主体等に対して、審判員等として大会運営への参画を出場要件として求める場合、参画することに同意する地域クラブ活動の指導者に対して、大会等の主催者のスタッフとなることを委嘱し、主催者の一員として大会等に従事することを明確にする。

ウ 地区中体連は、参加する生徒の健康と安全を守るため、大会等の開催時期について、夏季であれば空調設備の整った施設を会場として確保し、そのような環境を確保できない場合、開催時期や試合を行う時間帯を変更するなど、十分な安全対策を行う。

エ 中学校体育連盟と同様の性格や背景を有する文化芸術団体は、主催する中学生対象を対象としたコンクールや大会等について、前記アイウと同様の対応とする。